

【参考】:海防法解説本より(赤字は追記)

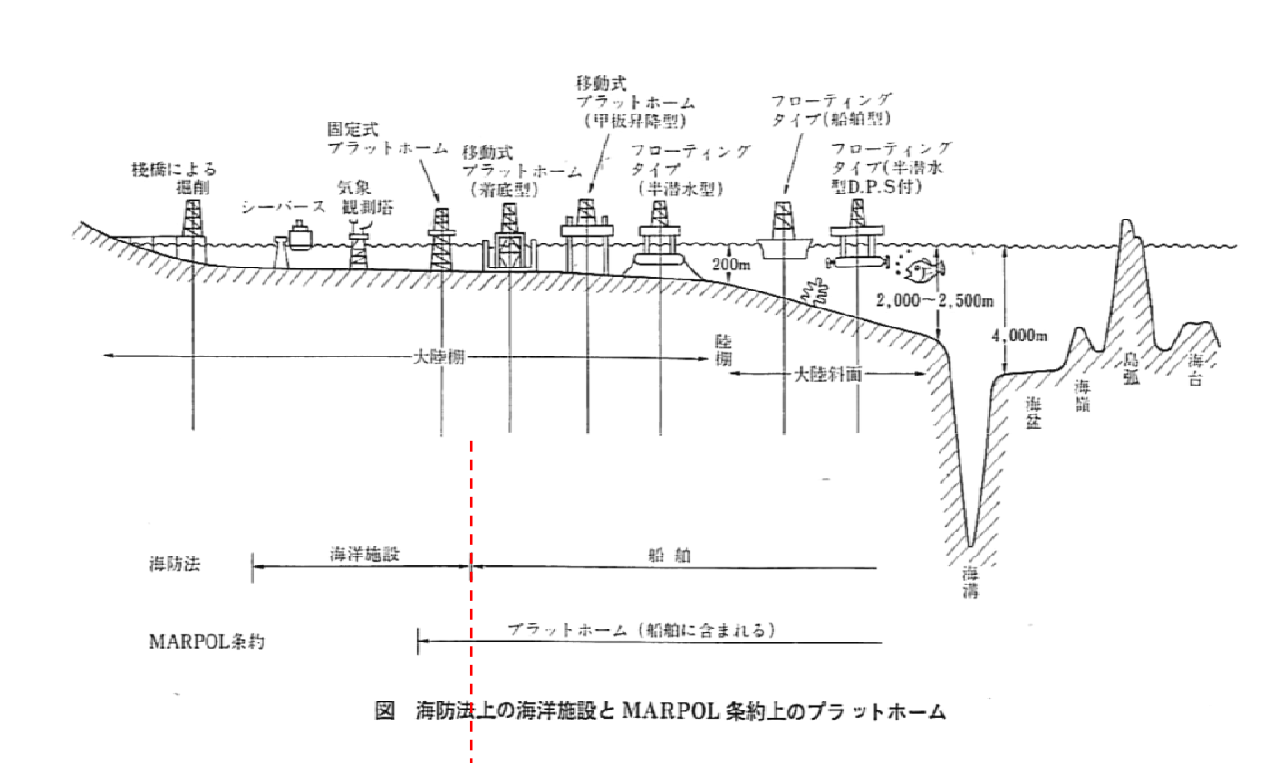


図 海防法上の海洋施設と MARPOL 条約上のプラットフォーム

鉱山保安法 ←-----→

海洋掘採施設 (通称プラットフォーム)      掘削バージ

└──────────┘

両方合わせて 海洋施設

※ただし、掘削バージは試掘をするもの、海洋掘採施設は採油をするものなので、移動式プラットフォームであっても、「海洋掘採施設」となる場合があるので注意が必要。